

日履協第14号
平成26年3月11日

お得意様各位

日本ゴム履物協会

消費税率引き上げに伴う共同行為について

平素は当協会会員が格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、消費税法の一部改正により平成26年4月1日から消費税率が引き上げられることとなりました。

当日本ゴム履物協会としましては同法の趣旨に則り、消費税の円滑かつ適正な転嫁を図るため、下記を内容とする「消費税の転嫁の方法及び表示の方法の決定に係る共同行為」を実施することになりました。

お得意様各位におかれましては上記事情をご理解頂き、格別のご協力を賜りたくお願い申し上げます。

なお、今回の共同行為につきましては公正取引委員会に平成26年3月3日届出済みです。

記

1. 転嫁の方法

- ①各事業者がそれぞれ自主的に定めている本体価格（消費税額分を転嫁する前の価格）に消費税額分を上乗せする旨の決定
- ②消費税率引き上げ後に発売する新製品について各事業者がそれぞれ自主的に定める本体価格（消費税額分を転嫁する前の価格）に消費税額分を上乗せする旨の決定
- ③消費税額分を上乗せした結果、計算上生じる端数の処理方法の決定（円単位の小数点第一位で四捨五入する）

2. 表示の方法

- ①「税込価格」と「本体価格」とを並べて表示することの決定
- ②カタログ等に、本体価格を表示した上、「〇〇円（本体価格）」、「〇〇円+税」など、消費税が別途課される旨を明示する旨の決定
- ③個々の値札は本体価格を表示した上、商品棚等の消費者の見やすい場所に、「消費税は別途いただきます」などと表示する旨の決定
- ④見積書、納品書、請求書、領収書等について、消費税額を別枠表示するなど消費税についての表示方法に関する様式を作成し、統一的に使用する旨の決定
- ⑤価格交渉を行う際に本体価格を提示する旨の決定

3. 対象商品

ゴム製履物、プラスチック製履物

4. 実施時期

平成26年4月1日～平成29年3月31日

平成26年4月1日以降の受渡し分より実施させていただきます。

従って、消費税実施前の契約分についても現物の受渡しが4月1日以降になったときは、改定された消費税を上乗せした価格とさせていただきます。

以上